

新型コロナウイルス感染症対策⑤⑩ <2024/4/26>

・コロナの感染症法上の位置づけが「5類」移行して一年を迎えます。感染症が流行していない時期の予防策を一部変更します。

新型コロナウイルスが「5類」に移行して一年を迎えます。今後、利用者の尊厳保持、家族への安心感の増加、利用者と職員間における円滑なコミュニケーション増進を図るため、以下のとおり「感染症が流行していない時期」の予防策を定めたので、職員みなさんのいっそうのご理解とご協力をお願いします。

5/1 以降の主な変更事項

- 利用者・職員のマスク着用義務化を解除する
- 職員が業務中にマスク着用を義務付ける業務を明確化する
- 食卓テーブルの衝立(アクリル板)を撤去する
- 職場における検温の記録をやめる
- 新規入居者への一律のPCR検査をやめる

◇＜対象期間：令和6年5月1日からの取り組み事項＞

(ア) 感染症が流行していない時期の職員・利用者等のマスク着用義務の解除について

- ① 今後の方針
利用者・職員間における円滑なコミュニケーション増進をはかるため、最大限の感染リスク低減を図った上でマスク着用義務化を解除する。
- ② 職員が業務中にマスク着用を義務付ける業務の明確化（感染リスク低減策）
 - (イ) 風邪症状がある利用者への介護・看護等
 - (ロ) 食事介助
 - (ハ) 調理業務中
 - (ニ) 通院介助
 - (ホ) 送迎業務中
 - (ヘ) 本人・同居家族に風邪症状がある職員
 - (ト) 同居家族が感染症に罹患している職員
 - (チ) 家族との面談
- ③ 利用者のマスク着用の取り扱い
 - (イ) 着用を義務付けない
 - (ロ) 施設内で感染症罹患・風邪症状者がいる場合、居室内同室者は着用する。
職員は PPE 対応し、消毒・マスク着用等の感染症予防対策を徹底する。
- ④ 家族面会時のマスク着用の取り扱い
着用を義務付ける。
- ⑤ マスク着用を義務付ける事業所・職種の明確化
 - (イ) ホームヘルパーの在宅訪問中（入浴介助中は外す）
 - (ロ) ケアマネジャーの在宅訪問中
 - (ハ) 小多機職員の在宅訪問中
- ⑥ アレルギー・花粉症・呼吸器疾患等を有し、予防・症状軽減のためマスク着用が効果ある場合、各自の判断において着用する。

(イ) 職員によるプライベート感染症予防策

- ① 不特定多数の人混みなど感染リスクが高いと判断した場合は、マスク着用に努める。

(ウ) 飛沫感染防止による食卓テーブル上の衝立（パーティション）の撤去について

- ① すべて撤去する。

(エ) 使用済みスリッパの回収・消毒

- ① 使用済みスリッパの回収・消毒をやめる。毎日の清掃・破損チェックは実施。

(オ) 面会の制限

- ① さつき苑における面会の一部制限（予約制、面会場所限定）は現状維持とする。
予約廃止、居室内実施は秋頃までに見直す予定。

(カ) 検温と記録

- ① 出勤前、自宅での検温は継続。出勤後、職場内の記録は廃止。

(キ) 医療機関から入居する際の PCR 検査

- ① 一律の PCR 検査をやめる。ただし、過去 2 週間の健康状態の把握、入院先の病棟内での感染状況を確認する。

施設長